

# 源泉所得税調査で指摘の多い最新事例から 実務の **ポイント** を解説!

税務調査官の **視** 点からつかむ

## 源泉所得税の実務と対策

～国内外の最新事例による顧問先へのアドバイス～

牧野好孝 監修 杉山茂 上野登 山崎昇 著

税務調査官の **視** 点からつかむ

### 源泉所得税 の実務と対策

国内外の最新事例による  
顧問先へのアドバイス

牧野好孝 監修  
杉山茂 上野登 山崎昇 著

税務調査で  
あわてないために  
税理士ができる  
源泉所得税の  
アドバイスとは?

課税対象を正確に  
見極めて備えれば、  
税務調査もこわくない!

国税当局での実務経験豊かな著者が、  
"実際に税務調査で指摘された実務上誤りやすい取扱い"  
をわかりやすく解説

第一法規

A5判/288頁  
定価 本体2,750円+税

### 本書の特色

税務当局での実務経験豊富な著者が  
税務調査で指摘される実務上誤りやすい  
源泉所得税の扱いを詳解

源泉所得税を取り巻く環境  
(国際化による判断の複雑化等) や実務上の  
留意点など、税理士が日常業務の中で  
押さえておきたい必須知識も解説

顧問先に対し、税務調査を念頭に置いた  
効果的なアドバイスができるようサポート!

『税務調査官の視点からつかむ 印紙税の実務と対策  
～顧問先に喜ばれる一歩踏み込んだアドバイス～』  
佐藤明弘 著 好評発売中!

『税務調査官の視点からつかむ 消費税の実務と対策  
～顧問先に喜ばれる一歩踏み込んだアドバイス～』  
椿隆 著 好評発売中!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

**事例 29 非居住者の給与（短期滞在者免稅）**

**事例の概要**

内国法人 A 社は、シンガポール子会社 S 社とベトナム子会社 V 社の従業員に技術指導を行うため、おおむね 6 か月間の予定で国内工場で実際に作業をしながら技術を習得させています。

技術指導期間は、基本的には 4 月～9 月（上期）と 10 月～翌年 3 月（下期）で行うこととしていますが、子会社従業員の都合により、滞在時期や滞在期間は多少前後することがあります。

また、この施策は、1 年半前から開始し、来日従業員の給与は、初年度（下期）は出向の形式を採って A 社が支払っていましたが、2 年度目からは研修と位置づけて S 社及び V 社が現地で支払っています。

これまでの技術指導実績は、次のとおりです。

**【初年度（下期）】**

シンガポール子会社従業員 E：10 月～翌年 3 月（滞在日数 170 日）

ベトナム子会社従業員 F：10 月～翌年 3 月（滞在日数 180 日）  
（10 月～12 月 90 日、翌年 1 月～3 月 90 日）

**【2 年度（上期）】**

シンガポール子会社従業員 G：4 月～9 月（滞在日数 170 日）

ベトナム子会社従業員 H：4 月～10 月（滞在日数 200 日）

**【2 年度（下期）】**

シンガポール子会社従業員 I：9 月～翌年 4 月（滞在日数 200 日）

（9 月～12 月 100 日、翌年 1 月～4 月 100 日）

ベトナム子会社従業員 J：9 月～翌年 4 月（滞在日数 200 日）  
（9 月～12 月 100 日、翌年 1 月～4 月 100 日）

なお、S 社も V 社も日本に恒久的施設（PE）は有していません。

（A 社の対応）

A 社は、初年度（下期）については、子会社従業員の滞在日数が 183 日以内であることから、給与の支払に際し、所得税を源泉徴収していませんでした。また、2 年度については、自社が支払者となっていないため、所得税を源泉徴収していませんでした。

	初年度（下期）		2 年度（上期）		2 年度（下期）		3 年度（上期）	
	10月～12月	1月～3月	4月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～9月	10月～12月	1月～3月
E	170日							
F	90日		90日					
G			170日					
H			200日					
I				100日		100日		
J				100日		100日		

シンガポール子会社従業員 E、F、G、H、I、J に対する A 社の給与支払状況

**税務調査官の指摘事項**

初年度（下期）においては、子会社従業員 E 及び F に対して A 社が給与を支払っており、E 及び F は短期滞在者免稅には該当しないので、A 社は両者への給与の支払に際し、税率 20.42% で所得税を源泉徴収して納付する必要がある。

2 年度においては、子会社従業員 G、H、I 及び J に対して A 社は給与

**2 本事例における課税関係**

税務調査官の指摘のとおり、次のとおり課税関係になります。

- 短期滞在者免稅となる者  
シンガポール子会社従業員 G 及びベトナム子会社従業員 J
- 所得税の源泉徴収を要する者  
シンガポール子会社従業員 E 及びベトナム子会社従業員 F
- 所得税の申告納税を要する者  
シンガポール子会社従業員 I 及びベトナム子会社従業員 H

**ADVICE 顧問先へのアドバイス**

**1 「短期滞在者免稅」については必ず租税条約の確認が必要**

非居住者の国内源泉所得である給与等に係る短期滞在者免稅については、国内法には規定がなく、租税条約にのみ規定があるため、必ず租税条約の規定を確認する必要があります。特に 183 日ルールについては、個々の租税条約により規定ぶりが異なりますので注意を要します。また、租税条約に関する届出書の提出が必要となります。

**2 外国法人の申告における本店配賦経費に含まれる来日従業員の給与等**

外国法人の日本支店の法人税の申告においては、海外本店から費用（本店配賦経費）の付け替えが行われるのが一般的ですが、この本店配賦経費の中に、本店の従業員等が来日して技術指導や営業活動等を行った際の給与が含まれている場合、短期滞在者免稅の 3 つの要件のうちの「報酬が雇用の当該他方の締約国内に有する恒久的施設によって負担されるものでないこと」の要件を満たさないことになり、その本店従業員は国内源泉所得となる給与所得について日本で申告する必要があります。

仮に、申告していない場合には、日本支店の税務調査において、その本店従業員の申告を求められるか、又はその本店従業員の日本での活動の詳細の説明を求められ、説明できない場合には、その給与の付け替えを否認

**目次**

**I 源泉所得税の基本的な仕組み**

**II 非居住者等に対する源泉課税の仕組み**

- 非居住者等
- 源泉徴収課税の対象となる国内源泉所得

**III 源泉所得税調査**

- 源泉所得税調査の概要
- 源泉所得税調査の意義
- 源泉所得税の調査体系
- 調査手続
- 源泉所得税と税理士業務
- 不服申立て

**IV 税務調査官の視点からみる調査時のポイント**

- 源泉所得税調査の動向
- 納付手続からみた視点
- 法人税申告書等からみた視点
- 各種資料情報からの視点

**V 税務調査における指摘事例と留意事項**

- 源泉徴収義務を負う者に関する事例  
事例 1 親睦団体の源泉徴収義務
- 給与等の該当性に関する事例（外注費など）  
事例 2 給与か外注費か～給与所得か事業所得かの該当性～
- 税額表の適用に関する事例  
事例 3 短期雇用者に適用する税額表

**4 年末調整に関する事例**

- 年末調整（1）～扶養控除等申告書などの記載誤り～
- 年末調整（2）～住宅ローンを借り換えた場合等～

**5 各種手当に関する事例**

- 給与総額に含めて支給する通勤手当
- 定額で支給する出張旅費
- 単身社住者等の帰宅旅費
- 外国人社員のホームリープ費用
- 職務発明に係る報償金等

**6 現物給与に関する事例**

- 永年勤続者表彰として支給する旅行券
- 創業記念として支給した商品券
- 住宅の値引販売
- 人間ドックの受診費用
- 食事の支給が課税される場合
- 民間アパート等の家賃負担

**7 同一年に 2 か所から支給される退職手当に関する事例**

- 「退職所得の受給に関する申告書」に記載されていない受け取り済みの退職手当

**8 報酬以外の名目で支払われるものに関する事例**

- 弁護士報酬とともに支払う交通費等

**9 非居住者等による不動産の譲渡・賃貸、船舶・航空機の賃貸所得に関する事例**

- 非居住者に支払うマンション（居住用、賃貸用）の譲渡対価

**事例 20 シンガポール本社が非居住者（シンガポール居住者）に支払う日本駐在員事務所の外貨建て賃借料**

- 航空機リースの対価（BEPS 防止措置実施条約を見据えて）

**10 非居住者等による人的役務提供事業の対価に関する事例**

- 米国シンガーの来日公演の対価
- 日印租税条約における技術役務提供の対価
- パイロット派遣の対価

**11 非居住者等が受領する使用料に関する事例**

- ゲームソフト開発委託の対価
- 外国美術館に支払う美術品（現作品）の展示の対価
- 受益者ではない者に支払った使用料（日ポランド租税条約）
- 租税条約に関する届出書を提出しなかった場合の課税関係（米国 LLC に支払った特許権の使用料）

**12 非居住者が受領する給与、役員報酬に関する事例**

- 非居住者の給与（短期滞在者免稅）
- 海外子会社に勤務する親会社の取締役の役員報酬
- みなし役員に該当する米国居住者に支払う報酬

**13 学生、事業修習者に関する事例**

- 外国人の学生アルバイトの給与
- 中国人技能実習生の給与

**14 民法組合契約等の外国組員に対する利益の配分に関する事例**

- 投資事業有限責任組合の外国組員に配分する利益

詳細・お申し込みはコチラ →  
 <クレジットカードでもお支払いいただけます>

第一法規 税務調査源泉税

検索 🔍